



島根県報

平成21年10月16日（金）

第2,129号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	（廃棄物対策課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ 〃 ）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者福祉課）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	4
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	4
---------------	---------	---

【特定調達公告】

抗インフルエンザウイルス薬購入に係る随意契約の相手方等	（薬事衛生課）	5
-----------------------------	---------	---

【公 告】

平成21年1月30日付け島根県報号外第10号中	（総務課）	5
平成21年3月27日付け島根県報第2,071号中	（ 〃 ）	5
平成21年3月31日付け島根県報号外第53号中	（ 〃 ）	6
平成21年3月31日付け島根県報号外第59号中	（ 〃 ）	6
平成21年10月2日付け島根県報第2,125号中	（森林整備課）	6

告 示**島根県告示第707号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請者

株式会社亀屋産業 代表取締役 大田 展久

隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

松江市新庄町字大谷1200番地外

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物等を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物（以上14品目については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等を含む。）

5 申請年月日

平成21年10月6日

6 縦覧場所

島根県松江市大輪町420 島根県松江保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成21年10月16日から同年11月16日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること

(2) 意見書の提出期限

平成21年11月30日

(3) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
山根歯科医院	浜田市三隅町三隅1325-1	平成21年9月14日
いんべ杉谷内科小児科醫院	松江市東忌部町83-22	平成21年9月11日
医療法人 姫野クリニック	出雲市塩冶町1069	平成21年9月28日

島根県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いんべ杉谷内科小児科醫院	松江市東忌部町83-22	平成21年8月31日
医療法人 姫野クリニック	出雲市塩冶善行町14番地3	平成21年9月28日

島根県告示第710号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人 昌林会 安来第一病院	社会医療法人 昌林会 安来第一病院	安来市安来町899-1	平成21年1月1日

島根県告示第711号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
プライム 有限会社	訪問介護	さくら・介護ステーション出雲北	出雲市矢尾町273番地	平成21年10月7日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第712号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細

則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
角田 佳子	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年9月30日
齊藤 稔哲	内科	浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138-1	平成21年9月30日

島根県告示第713号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
ウェーブシティパーク薬局	浜田市相生町1391-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年10月1日

島根県告示第714号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
飯南町	平成16年度～21年度	32枚	1冊	花栗4	平成21年10月7日
大田市	平成18年度～20年度	82枚	3冊	久手②-3	平成21年10月7日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 開発区域

安来市広瀬町町帳400番1、369番1、369番2、396番1、397番1、398番、398番1、408番、409番、415番
面積 5,525.97平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤75mg）

タミフルカプセル75 100カプセル（P T P） 備蓄用 2,860箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年8月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

55,135,080円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

正 誤

平成21年1月30日付け島根県報号外第10号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から9	」の次に「、合議」を加え	及び」を「作成、合議及び」に

平成21年3月27日付け島根県報第2,071号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から4	中	中「・町村長」を削り、

平成21年3月31日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から6	様式第6号	様式第5号

平成21年3月31日付け島根県報号外第59号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から4	(第10条関係)	(第11条関係)

平成21年10月2日付け島根県報第2,125号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から13	城ノ前	字城ノ前
